

一人当たり保険税必要額、国保事業費納付金の主な増減理由

<一人当たり保険税必要額> 【県全体 ③0103,620円 → ③1107,588円 (3,968円増、約3.8%増)】

○一人当たりの保険給付費、後期高齢者支援金、介護納付金の合計額の増加【2.6%増】

県全体 ③0355,880円 → ③1365,195円 (9,315円の増、2.6%の増)

保険給付費等の総額は減少しているが、被保険者数の減少の方が大きいため、一人当たりは増加した。

<内訳>

総 額 ③0610,019,108,577円 → ③1590,583,920,752円 (▲19,435,187,825円、▲3.2%)

被保険者数 ③01,714,116人 → ③11,617,175人 (▲96,941人、▲5.7%)

※被保険者数は一般被保険者数で算定

○前期高齢者交付金等の29年度精算分一人当たり追加交付額の減少【1.5%増要因】

県全体 一人当たり追加交付額 ③05,289円 → ③13,683円 (▲1,606円、▲30.4%)

29年度概算額の算出時、高額薬剤（ソバルディ錠など）の普及で医療費が増加した27年度の実績や伸び率等を勘案したことで本来必要となる額よりも多く交付された影響などによる。

※29年度分の精算は市町村ごとに行うため、市町村により返還額が減少、追加交付額が増加する場合がある。

○市町村の予算の見込み方による増加

- ・歳出の増 保険税を財源とする保健事業費等の増額、予備費の計上等
- ・歳入の減 過年度分の保険税収納見込額の減額

<国保事業費納付金額>

国保事業費納付金は、被保険者数の減少により県全体の総額は減少している。

県全体 ③0199,448,589,402円 → ③1195,136,894,826円 (▲4,311,694,576円、▲2.16%)

○増加している市町村の主な増加要因

前期高齢者交付金等の29年度精算による追加交付額の減少。

県全体 ③09,065,174,961円 → ③15,955,708,516円 (▲3,109,466,445円、▲34.3%)

※29年度分の精算は市町村ごとに行うため、市町村により返還額が減少、追加交付額が増加する場合がある。